

視察等報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 岡田美津子



下記のとおり、視察が終了したので報告します。

	会派代表者		経理責任者	印
視 察 議 員	公明党・岡田美津子			
期 間	平成 31 年 2 月 6 日（水 ）～平成 31 年 2 月 8 日（金）			
視 察 先	東京衆議院会館・参議院会館			
視 察 用 務	1 H30 年度 特別交付税の陳情活動 2 「森林環境税（仮称）及び森林経営管理制度」の研修 3 「改正出入国管理法」についての研修 4 「軽減税率」についての研修			
概要及び所見	<p><u>1 H30 年度、特別交付税の陳情活動（国会議員 8 名）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・衆議院議員…齊藤鉄夫・小島敏文・岸田文雄、佐藤公治氏へ手渡す ・参議院議員…溝手頭生・宮沢洋・柳田稔・森本慎治氏へ手渡す <p><u>2 「森林環境税（仮称）及び森林経営管理制度」について研修</u></p> <p>○対応者 林野庁企画課 山口 靖 課長（衆議院第一会館内）</p> <p>日本は世界有数の森林国。森林の面積は国土面積の 3 分の 2 にあたる 2,500 万 ha（人工林は約 1,000 万 ha）。人工林の半数が一般的な主伐期である 50 年生を超えており、資源を有効活用すると同時に、循環利用に向けて計画的に再造成することが必要とされている。</p> <p>平成 30 年 12 月 21 日に閣議決定された「平成 31 年度税制改正の大綱」では、1. 森林環境税（仮称）〔平成 36 年から課税〕と 2. 森林環境譲与税（仮称）〔平成 31 年度から譲与〕が創設され、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林については、市町村が間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進を担う事とされ、その財源も確保出来るよう定められた。今までの森林環境税による取り組みのみならず、国の予算で森林整備も不可欠で、双方の取</p>			

り組みを推進することが必要と考えられている。

又、森林経営管理制度については、経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐシステムで、この新たな制度により、放置されていた森林が経済ベースで活用され、地域経済の活用に寄与できたり、間伐手遅れ林の解消などにより、土砂災害などの発生リスクが低減し、地域住民の安全安心に寄与できると期待される。私たち地方においては森林についての担い手が少ない事や、所有者不明の土地が多いなどの課題も多々あるが、未来に向けて避けては通れない事だと考える。

3 「改正出入国管理法」について研修

○対応者 法務省入国管理局入国在留課 久米輝幸専門員

(衆議院第一会館にて)

この度の制度の背景には、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取り組みを行ってもなお人材を確保する事が困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有した即戦力となる外国人を受け入れるため、新たな外国人材受け入れのための在留資格を創設したものである。

その内容は、在留資格に「特定技能1号」相当程度の知識又は経験を必要とする技能を持った者。(在留期間は5年を上限・基本的には単身で)
「特定技能2号」は熟練した技能を持った者。(在留期間の更新が必要だが永住もでき、家族も帯同可)

受け入れ機関についても、悪質な仲介業者の排除の徹底や、報酬額が日本人と同等以上であることなどを確保するため、特定技能外国人と受け入れ機関との間の雇用契約は、所要の基準に適合する事が求められている。

又、制度の運用に関する重要事項として、「1号特定技能外国人」に対して、生活オリエンテーション・生活のための日本語習得の支援・外国人からの相談・苦情対応・日本人と外国人との交流の促進に係る支援も定められている。

本市においても、現在約540名の外国人がいると聞く。地方においても今後さらに増えていくと思う。私たちも外国人を「共に生きる生活者」として、共生社会の構築に向けて積極的に努力していきたいと思う。

4 消費税にかかる軽減税率について研修

○対応者 財務省主税局税制第二課長 田原 吉之氏

(衆議院第一会館内にて)

社会保障と税の一体改革の中で、2019年10月から消費税が現在の8%から10%に引き上げられる。今回の消費税の引き上げについては、「お年寄りも若者も子供も安心できる全世代型の社会保障へと大きく変換し、同時に財政健全化も確実に進めていく」とされている。具体的には、子ども・子育て、医療・介護・年金の充実と安定に充てられる。又、19年度と20年度予算で、駆け込み需要などで景気の落ち込みがないよう「臨時・特別の措置を講じる」とされている。

この度10%の引き上げに合わせて、酒類や外食を除く飲食料品全般と定期購読の新聞の税率を8%に据え置く軽減税率も新しく導入する。消費税は、所得の少ない人ほど負担感が重いという「逆進性」があり、軽減税率によって家計の負担を軽くする効果が見込める。

中小事業者・小売店などには、複数の税率に対応したレジやシステムの整備が求められ、それらに対しては「軽減税率対策補助金」が設けられる。又、納税事務に対しては事業者の事務負担に配慮し、経理方式をこれまでのものから段階的に移行して、2023年10月からは「インボイス制度」が導入される。

今後の取り組みとしては、4月予算が通過したら、テレビ・新聞などで、軽減税率について強烈に知らせていく！とされ、又、事業者の制度理解の徹底、Q&Aの活用、相談窓口への呼びかけなど行い、円滑な実施に向けて努力していくとの事であった。

海外では多くの国が軽減税率を導入して定着しており、世界標準の制度となっている。この度の消費税の引き上げについては、日本の経済成長と共に国民生活の安心と豊かさを目指したものになって欲しいと願う。

視察等報告(復命)書

三次市議会議長 様

報告者氏名 黒木靖治



下記のとおり、視察が終了したので報告します。

	会派代表者	印	経理責任者	印
視察議員	黒木靖治			
期 間	平成 31 年 2 月 6 日 (水) ~ 平成 31 年 2 月 8 日 (金)			
視 察 先	・衆議院第一議員会館 (東京都新宿区赤坂)			
視 察 用 務	・特別交付税陳情 ・森林環境税について ・出入国管理法改正について ・軽減税率について			
視察先対応者	林野庁・法務省・財務省の担当者			
概要及び所見	2月6日(木)14:00~15:00			
	※ 特別交付税の陳情に広島県選出の国会議員の方に陳情書を渡す。			
	【研修内容】 2月7日(木)10:00~12:00			
	・森林環境税及び森林経営管理制度について (林野庁計画課 中山昌弘 課長補佐)			
	1. 我が国の森林の現状		6. 森林所有形態と所有者の意欲低下	
	2. 森林の多面的機能		7. 所有者不明森林の存在や境界未画定	
	3. 森林整備の必要性		8. 林業労働力の現状	
	4. 林業生産の動向			
	5. 望ましい森林の姿			
	○平成30年度税制改正大綱 ○平成31年度税制改正大綱 ○森林環境制度 森林環境税は、国民から税をいただく森林環境税と、これを森林の整備等に使う 森林環境譲与税という2つの税から構成される。森林環境税は、個人住民税の均等 の納税者のから、国税として一人年額1000円を上乗せして市町村が徴収される。			

概要及び所見	平成36年から課税される。森林環境譲与税は、国に一旦集められた税の金額を、
	間伐などを実施する市町村やそれを支援する都道府県に客観的な基準で配分される。
	森林環境譲与税は、森林現場の課題に早期に対応する観点から、「新たな森林管理システム」の施行と合わせ、課税に先行して、平成31年度から開始されます。
	2月7日(木)13:30~15:30
	「改正出入国管理法について」(法務省入国管理局 久米輝幸専門官)
	中小企業を中心に深刻化している人手不足を緩和するため、日本での労働を希望する外国人労働者受け入れの拡大に向け、平成30年12月に成立。政府は5年間で最大約34万人の受け入れを見込む。新たな在留資格を設け、介護や外食など14分野で就労を認める。「特定技能1号」は一定程度の技能と日常会話レベルの日本語能力が、「特定技能2号」は熟練した技能が必要となる。
	法律の施行は2019年4月1日。施行から2年後に制度を検証し、必要があれば見直しをされる。
	2月8日(金)10:00~12:00
	「軽減税率について」(財務省主税局税制第2課長 田原芳幸氏)
	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の税率は、平成31年10月1日に、現行の8%~10%に引き上げられますが、同時に低所得者への配慮の観点から、飲食料品と一定の新聞を対象に、消費税の軽減税率制度が実施されます。
	研修内容
	1. 消費税の概要
	2. 消費税の多段階課税の仕組み
	3. 消費税の引き上げと使途の明確化
	4. 社会保障・税一体改革の趣旨
	5. 新しい経済政策パッケージの概要
	6. 軽減税率制度及びインボイス制度
	上記の内容で
「森林環境税及び森林経営管理制度」、「改正出入国管理法」、「軽減税率」3つの項目について研修を受けた事でした。	
今回研修を受けた制度や法律等について、三次市の各課題等に応じた制度を活用し三次市の発展及び地域の活性化につなげていきたい。	

